

議 長 日程第4「議案第31号松田町寄自然休養村管理センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例」について、町長の提案説明を求めます。

町 長 議案第31号松田町寄自然休養村管理センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を別紙のように定める。平成29年9月13日提出、松田町長 本山博幸。

提案理由。寄自然休養村の拠点施設の料金適正化により、経営の健全化を図るため、所要の改正をしたいので、提案するものであります。よろしく願いいたします。

議 長 町長の提案説明が終わりました。担当課長の細部説明を求めます。

観光経済課長 それでは、松田町寄自然休養村管理センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について御説明をさせていただきます。

改正骨子につきましては、松田町寄自然休養村管理センターの宿泊料金を改定させていただくことによりまして、今後の維持管理及び修繕に要する財源を確保するとともに、指定管理委託料の削減を図るものでございます。

それでは、新旧対照表で説明させていただきますので、3枚目をお開きください。新たに第6条にですね、第3項を追加させていただくものですが、こちらのほうにつきましては新設となります。第3項につきましては、センターの管理を指定管理者に行わせる場合における利用料金の額は、別表に定める額を上限とした範囲内において、指定管理者があらかじめ町長に承認を得て定めるものとする。という規定を新たに設けさせていただくものでございます。

続きまして、別表2（第6条関係）の宿泊料金につきまして、現行3,500円を4,000円に、宿泊者1名につき現行1,000円を新たな提案では2,500円に改めさせていただきます。

では、1枚お戻りください。最下段になります。附則、この条例は、平成30年4月1日から施行する。ということになっておりますので、よろしく願いいたします。

本条例の説明は以上でございます。

議 長 担当課長の細部説明が終わりました。これより質疑に入ります。

（「なし」の声あり）

質疑なしとのお声ですが、質疑なしでよろしいでしょうか。

(「なし」の声あり)

それでは、ここで質疑を打ち切りたいと思いますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数)

異議なしと認めます。質疑を打ち切ります。

ただいま議題となっております議案第31号松田町寄自然休養村管理センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例は、産業厚生常任委員会へ付託したいと思いますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数)

異議なしと認めます。よって、議案第31号は産業厚生常任委員会へ付託の上、審査することに決定いたしました。